

第3節 指定地の状況

1. 土地・建物の所有関係

国指定地全25筆については、下記の通りの所有関係にある。土地の所有をみると、内訳は、町有地4筆、神社の社有地1筆、民有地20筆である。土地・建物の所有・占有者は16名に分かれ、内訳は、大洗町長1名4筆、富士神社1名1筆、個人や企業など14名20筆である。

名称	所在地	地番	土地	建物
磯浜古墳群	茨城県東茨城郡			
	大洗町磯浜町			
	字 磯鼻	2861番	町有地 (大洗町長)	有 (無住)
	字 磯鼻	2862番	民有地 (所有者1・2)	無
	字 磯鼻	2863番	民有地 (所有者1・2)	無
	字 磯鼻	2864番	民有地 (所有者1・2)	無
	字 権現堂	2836番1	民有地 (所有者3)	有(居住者14)
	字 権現堂	2836番2	民有地 (所有者3)	無
	字 権現堂	2839番	民有地 (所有者4)	無
	字 諏訪	2879番1	民有地 (所有者5)	無
	字 諏訪	2882番1	民有地 (所有者6)	無
	字 諏訪	2882番3	民有地 (所有者6)	無
	字 諏訪	2883番1	町有地 (大洗町長)	無
	字 諏訪	2883番3	社有地 (富士神社)	有 (神社)
	字 諏訪脇	2886番	町有地 (大洗町長)	無
	字 諏訪脇	2887番3	民有地 (所有者7)	無
	字 諏訪脇	3511番	民有地 (所有者8)	無
	字 日下ヶ塚	2865番1	民有地 (所有者1・2)	無
	字 日下ヶ塚	2865番4	民有地 (所有者9)	無
	字 日下ヶ塚	2865番6	民有地 (所有者6・10)	無
	字 日下ヶ塚	2865番7	民有地 (所有者11)	無
	字 日下ヶ塚	2865番8	町有地 (大洗町長)	無
	字 日下ヶ塚	2865番17	民有地 (所有者12)	無
	字 日下ヶ塚	2866番	民有地 (所有者13)	無
	字 日下ヶ塚	2880番	民有地 (所有者5)	無
字 日下ヶ塚	2881番2	民有地 (所有者5)	無	
字 米蔵地	3510番1	民有地 (所有者8)	無	

表2-5 土地・建物の所有関係

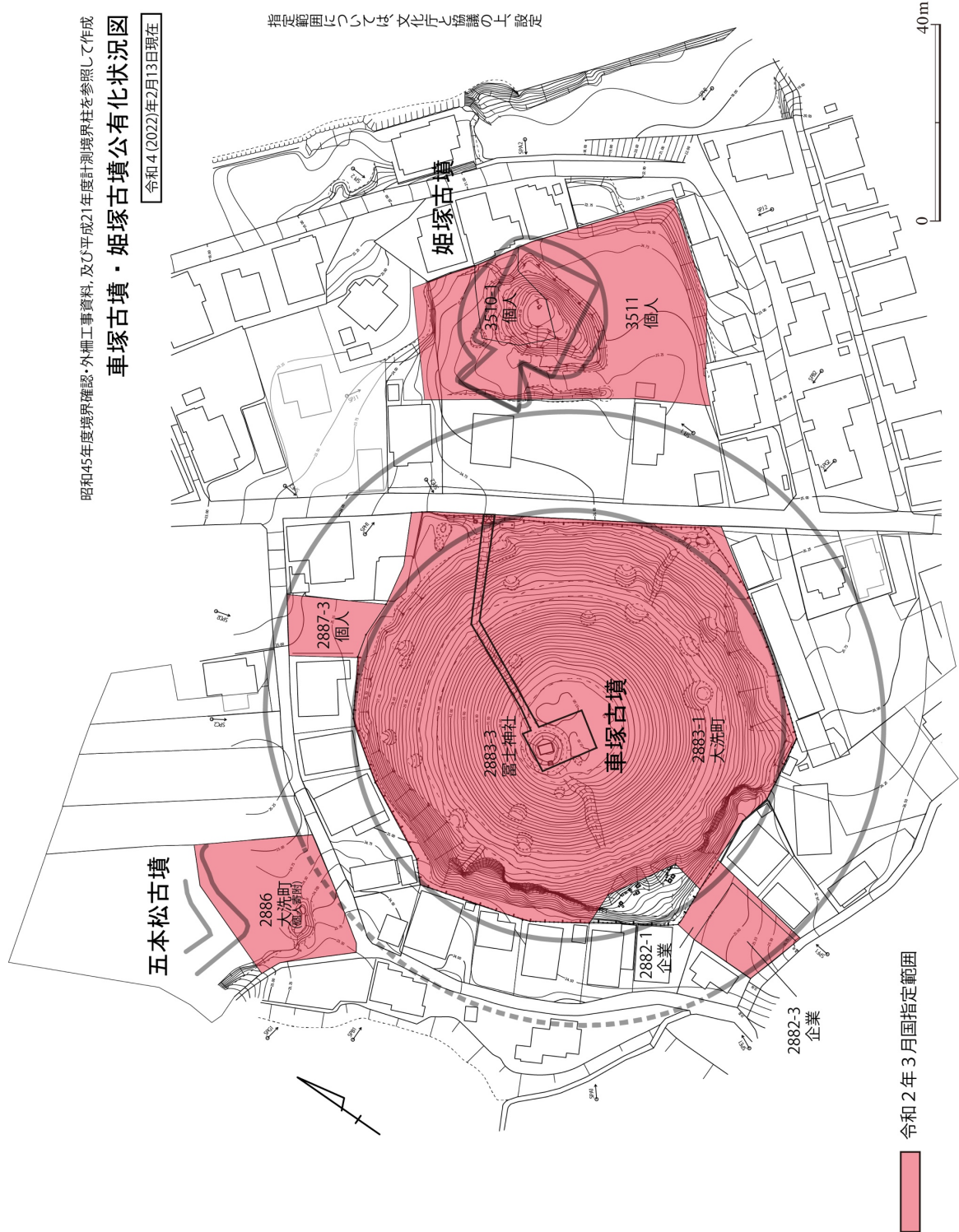
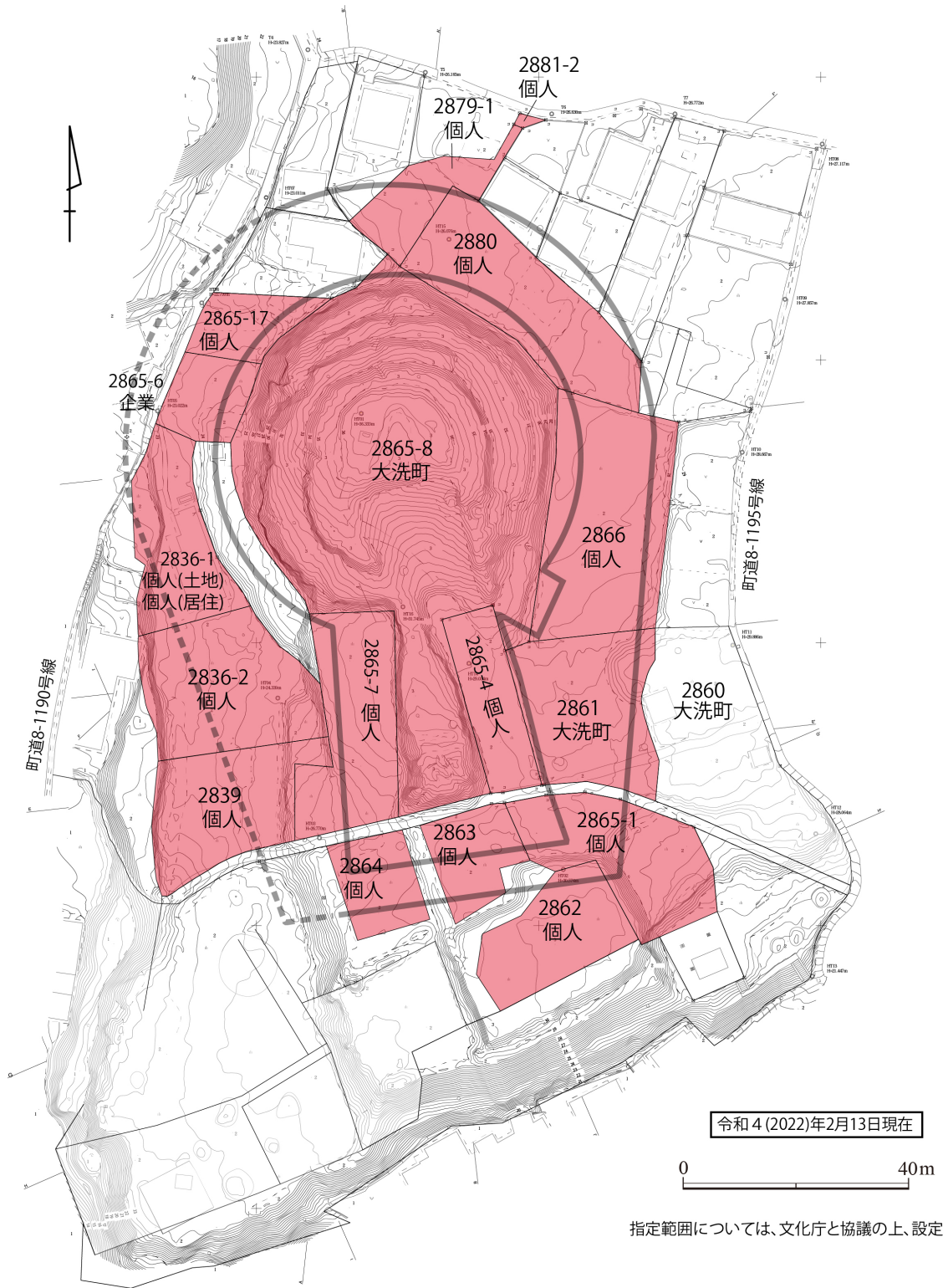


図 2-3 車塚古墳・姫塚古墳指定地所有関係



日下ヶ塚古墳公有化状況図 令和2年3月国指定範囲

図2-4 日下ヶ塚古墳指定地所有関係

2. 管理者の有無

史跡磯浜古墳群に該当する全25筆の指定地については、上記の通り、個人を中心とした所有者・占有者等が16名に分かれている。文化財保護法第119条の通り、この所有者が管理及び復旧に当たるものとされる。

文化財保護法第119条

管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

しかし、これらの所有者は個別に分かれた個人や企業を中心としており、日常的な清掃や除草を見ても、これまでも一体的な管理が困難な状況にあった。史跡磯浜古墳群の今後の管理者については、管理や保護復旧の施策を一体的に進める必要がある。

3. 管理団体の指定

史跡磯浜古墳群については、史跡の指定を行うと共に、今後、適正に保護・管理し、将来に伝えるため、所管する地方公共団体である大洗町が、保存のため必要な管理及び復旧(清掃や除草などの日常的な管理のほか標識や説明板の設置等)を行っていく必要がある。

そこで、平成31年4月15日から令和元年7月10日にかけて実施した、所有・占有・根拠権を設定している地権者16名からの国史跡指定の同意に際して、合わせて大洗町を管理団体とする同意も得てきた。

令和元年7月26日付けで、文化財保護法第113条第2項の規定に従い、大洗町教育委員会教育長から文化庁長官宛に、同意書を添えて『国指定文化財の管理団体指定について(意見具申)』を提出した。

文化財保護法第113条

史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

この意見具申を受け、文化庁長官は、大洗町(担当:大洗町教育委員会)に対し、文化財保護法第113条の規定に基づき、令和2年7月22日、大洗町を管理団体に指定する官報告示を行い、所有者や占有者、大洗町に対し、その旨を通知した。

令和2年7月22日 『官報』第297号 文化庁告示第58号 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第113条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。 令和2年7月22日 文化庁長官 宮田 亮平		
上 欄		下 欄
名 称	指 定 告 示	地方公共団体名
磯浜古墳群	令和2年文部科学省告示第17号	大洗町(茨城県)

所有・占有・根抵当権を設定している地権者16名に対しては、令和2年7月22日付け、2文庁第830号により、文化庁長官 宮田亮平より、下記の内容で、官報告示 令和2年7月22日付け文化庁告示第58号が通知された。

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第113条第1項の規定により、史跡磯浜古墳群(令和2年文部科学省告示第17号)を管理すべき地方公共団体として大洗町を指定します。
--

大洗町教育委員会教育長(大洗町文化財担当部局の長宛)に対しては、文化庁次長 中岡 司より、令和2年7月22日付け2文庁第830号『史跡磯浜古墳群を管理すべき地方公共団体の指定について(通知)』にて下記のとおり通知された。

このたび、史跡磯浜古墳群(令和2年文部科学省告示第17号)を管理すべき地方公共団体として、別添のとおり貴団体が指定されましたので、その管理について万全を期するよう御配慮ください。

上記、二種類の通知については、茨城県教育委員会教育長により大洗町教育委員会教育長宛に、令和2年8月24日付け、文第1548号『史跡磯浜古墳群を管理すべき地方公共団体の指定について(通知)』にて、通知があったので、同年同月26日付け大教委生第93号

『史跡磯浜古墳群を管理すべき地方公共団体の指定について』にて、大洗町教育委員会教育長より地権者 16 名に伝達した。

4. 公有化の経緯

(1)固定資産税等の免除

令和 2 年 3 月 10 日の指定を受けた土地の内、町有地と神社地を除く民有地 20 筆については、公益のために直接専用する固定資産であることから『大洗町税条例』第 71 条第 1 項第 2 号及び『地方税法』第 702 条の 8 第 7 項の規定により、令和 2 年度以降、土地に関する固定資産税及び都市計画税について減免の措置をとっている。これは将来的に公有化するまでの暫定的な措置である。大洗町役場税務課固定資産税係所管。

大洗町税条例

(固定資産税の減免)

第 71 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(2)公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)

(2)土地の境界確認

水戸地方法務局に備えられている大洗町域の登記簿等については、明治時代に作られたものを基礎としているため、実際の土地に比べて、面積や形が正確でない部分が多く含まれたままの状態にある。このままでは、現地の境界や面積と合致せず、隣接地における照合に支障をきたすと共に、今後進める土地の買い上げの基礎資料としては不安定な状態にあると言ってよい。この町内全域における課題を解決するべく、平成 14 年度以降、町の南部から地籍調査が進められ、北部の磯浜町地内にも入ってきたが、磯浜古墳群を含むエリアについては、まだ数年先の予定となっているのが現状であった。

そこで、令和 3 年度生涯学習課事業として、令和 3 年 4 月 29 日～令和 4 年 3 月 28 日の約 11 か月間を使い、磯浜古墳群指定地の 25 筆及び隣接する土地を対象とした、用地の境界や地積を確定する委託業務を実施した。業者は、指名競争入札の結果、国土建設コンサルタント株式会社が受託した。

業務の結果、令和 4 年 3 月までに、買上げ予定の 20 筆を含む、指定地 25 筆の境界や地積が確定した。